

皆野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 令和5年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	9,236	4,726,174	128,808	718,695	15.2	14.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

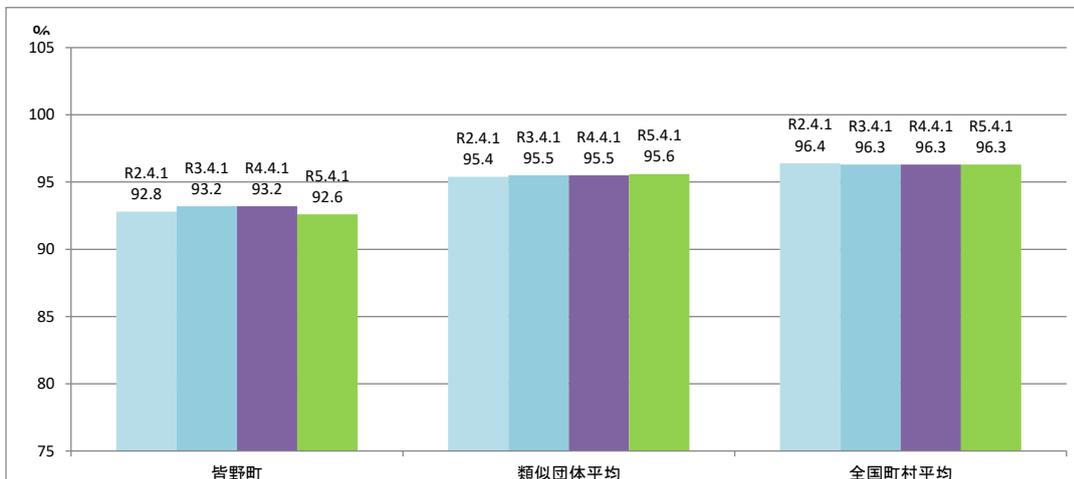
区分	職員数 A	給与				B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計			
令和4年度	83人	264,030千円	41,906千円	98,523千円	404,459千円	4,873千円	5,452千円	

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国、県に準じて引下げ。

②地域手当の見直し

実施内容（支給割合）国基準支給割合0%に対し、皆野町においても支給なし。

（参考）

	H26年度 支給割合	H27年度支給割合		H28年度 支給割合	H29年度 支給割合	H30年度 支給割合	R元年度 支給割合	R2年度 支給割合	R3年度 支給割合	R4年度 支給割合	R5年度 支給割合
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
皆野町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
皆野町	37.5 歳	264,300 円	301,800 円	289,129 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.8 歳	300,726 円	355,819 円	326,790 円

②技能労務職(※皆野町は該当なし)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
皆野町	-	-	-	-	-			
うち用務員								
うち運転手								
埼玉県								
国								
類似団体								

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	皆野町	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	161,396 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,800 円	— 円	351,800 円	— 円
	高校卒	227,700 円	— 円	— 円	353,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※「—」は公表該当者がいない項目

※ 経験年数10年は10～15年未満、経験年数20年は20年～25年未満、経験年数25年は25年～30年未満、経験年数30年は30年～35年未満の平均をそれぞれ記載している。

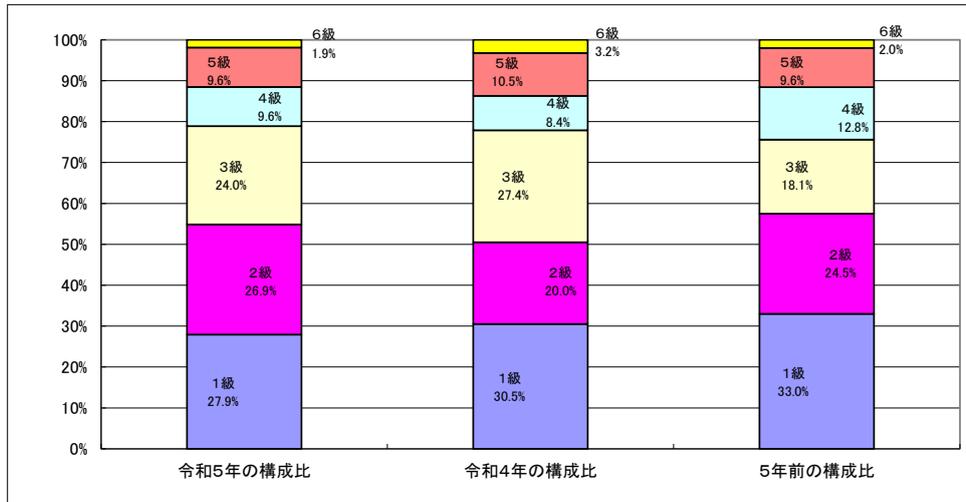
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

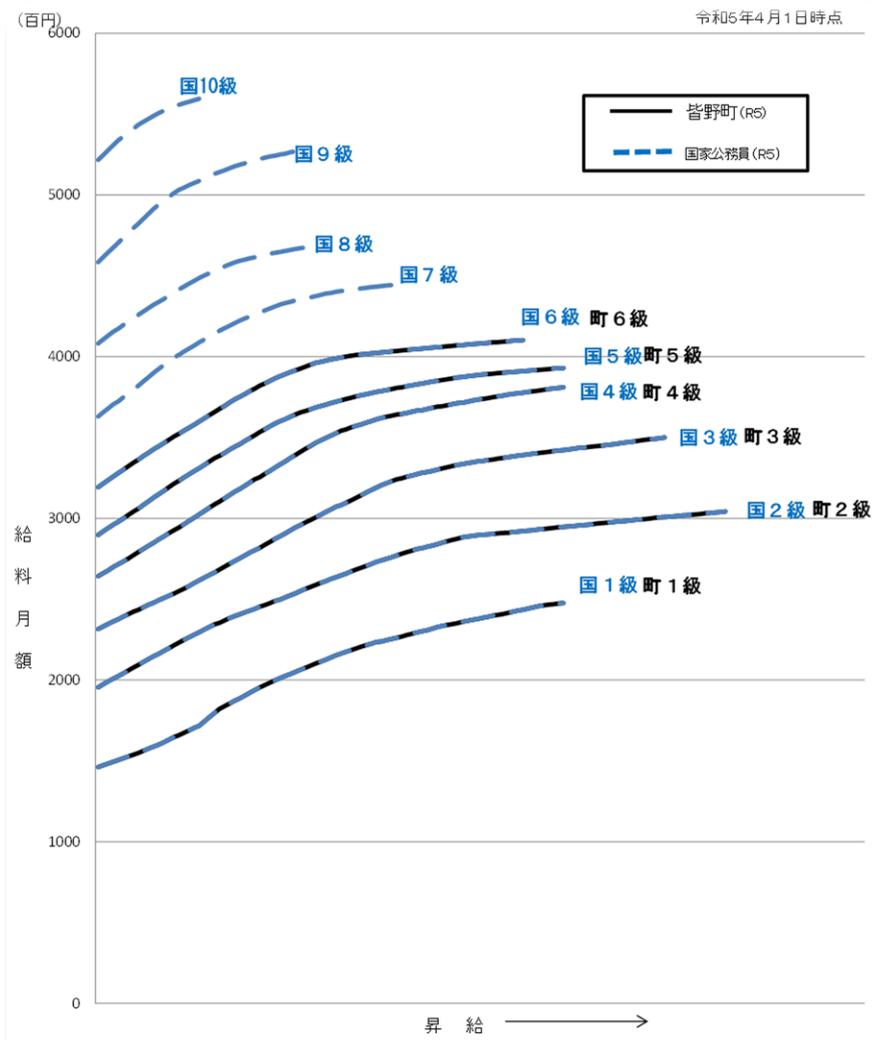
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	29人	27.9%	150,100円	247,600円
2 級	主任	28人	26.9%	198,500円	304,200円
3 級	主査、主席主任	25人	24.0%	234,400円	350,000円
4 級	主幹、専門員、出先機関の長	10人	9.6%	266,000円	381,000円
5 級	課長、教育次長、技監、局長、副課長、主席主幹	10人	9.6%	290,700円	393,000円
6 級	参事、総務課長	2人	1.9%	319,200円	410,200円

(注)1 皆野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況 (皆野町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

皆野町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 普通会計決算 1,187千円	1人当たり平均支給額(令和4年度決算) 1,650千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(皆野町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

皆野町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
一人当たり平均支給額	3,478 千円	20,136 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。「—」は公表該当者がいない項目

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在) (※皆野町は該当なし)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	0 千円	1日につき500円
行路死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行路死亡人の取扱いに直接従事した者	行路死亡人取扱い	0 千円	1,000円を超えない範囲

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	16,236 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	250 千円
支給実績(令和3年度決算)	13,407 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円 ②子10,000円 ③父母等6,500円 ④満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ		5,104 千円	196,308 円
住居手当	①借家・借間 家賃に応じて月額28,000円以内	同じ		4,917 千円	273,167 円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者 運賃額に応じて月額最高 55,000円まで ②自家用車等利用者・通勤距離に応じた定額	同じ		4,846 千円	83,552 円
管理職手当	①6級 50,000円 ②5級 45,000円 ③4級 35,000円	同じ		9,690 千円	484,500 円
宿日直手当	①5時間以上4,400円 ②5時間未満2,200円	同じ		1,113 千円	19,875 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給→勤務1時間当たりの給与額×135%	同じ		117 千円	9,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等			
給料	町 長	678,000 ()	円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 505,800 円	
	副 町 長	588,000 ()	円	710,000 円	473,100 円
報酬	議 長	265,000	円	360,000 円	205,000 円
	副 議 長	210,000	円	300,000 円	175,000 円
	議 員	190,000	円	280,000 円	155,000 円
期末手当	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分			
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	678,000円×在職期間月数×0.35×1.15	588,000円×在職期間月数×0.21×1.15	13,098,960円	6,816,096円
					任期满了時 任期满了時

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

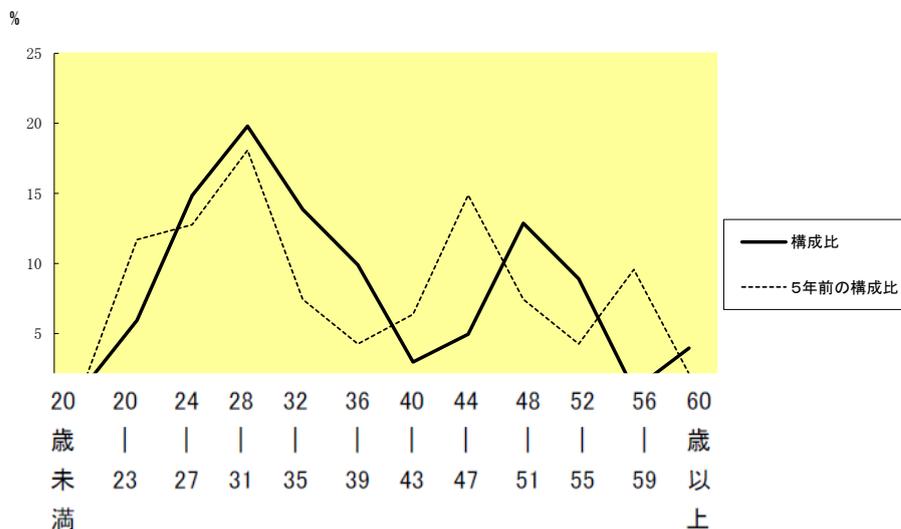
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	議 会	2	2	0	欠員補充	
	総 務	21	23	2		
	税 務	8	8	0		
	一 般 行 政 部 門			0		
	農 林 水 産	4	4	0		
	商 工	3	5	2		移住定住促進
	土 木	7	8	1		町内全体の工事の管理監督
	民 生	8	8	0		
	衛 生	7	8	1	子ども子育て支援	
		小 計	60	66	6	<参考> 人口1万当たり職員数72.03人 (類似団体の人口1万当たり職員数117.72人)
	教育部門	23	23	0		
	消防部門	—	—	—		
	小 計	83	89	6	<参考> 人口1万当たり職員数97.13人 (類似団体の人口1万当たり職員数139.97人)	
公営企業計等部門	その他	10	12	2	包括支援センターの体制・機能強化 埼玉県後期高齢者医療広域連合への派遣	
	小 計	10	12	2		
合 計		93 [127]	101 [127]	8 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 110.23人	

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	15人	20人	14人	10人	3人	5人	13人	9人	1人	4人	101人

(注) 特別職除く

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	61	62	61	61	60	66	5 (7.6%)
教育	25	26	28	24	23	23	△2 (△8.7%)
普通会計	86	88	89	85	83	89	3 (3.4%)
公営企業等会計	8	8	8	8	10	12	4 (33.3%)
総合計	94	96	97	93	93	101	4 (4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。